

第 17 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 17 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成22年1月7日（木）13：00～15：05

会場：農林水産省 4階 第2特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 戸別所得補償制度及び米の需給調整について
3. 意見交換
4. その他
5. 閉 会

午後1時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第17回の企画部会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、古口委員と平田委員、吉川委員が所用により欠席されております。それから、藤岡委員は飛行機の遅れで少し到着が遅れております。藤岡委員、私を含めまして本日の出席委員は11名となります。

それから、いつものとおり本日の企画部会も公開されておりました、一般公募や報道関係の傍聴の方々が60名ほど見えておりますが、別室も含めまして来ていただいております。ひとつお願いしたいのは、マイクがうまく入りませんと別室の方々に声が届かないようでございますので、その点ご発言の時にはよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は15時までを予定しております。委員の皆様におかれましては、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の方に入りたいと思います。

本日の議題は、戸別所得補償制度及び米の需給調整についてでございます。本日は舟山政務官にご出席いただいておりますので、まず、戸別所得補償制度及び米の需給調整についての基本的な考え方につきまして、舟山政務官の方からご説明をいただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○舟山政務官 皆様、新年明けましておめでとうございます。

新年早々、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日の企画部会が第17回目ということですが、新しい年になって初めての企画部会でありまして。本日の議題は、今、鈴木部会長から説明がありましたとおり、戸別所得補償制度と米の需給調整についてでありまして、是非活発なご審議をお願いしたいと思います。

まず私から、昨年末にやっと骨格が決まったわけでありまして、この戸別所得補償制度の概要について、簡単にお話します。詳しくはまた事務方から資料に沿って説明をさせていただきますので、私の方からは基本的な考え方の説明をさせていただきたいと思います。

まず、言うまでもなく我が国の農業につきましては、価格の低迷などによりまして収益性が大きく悪化しております。こういう中で所得が激減し、農業後継者がいない、高齢化

が進んでいる、農業者そのものが減少しているという非常に厳しい状況にあります。そういった中で生産量も減少し、食料自給率はご承知のとおり41%と、主要先進国の中で最も低い、そういう状況になっております。

この農業の減退に伴いまして、農村も疲弊をしているというそういう状況にあります。農業の役割というのは、この生産物、食料を作るというその役割以外にも、景観保持や水質浄化のCO₂固定など、多面的機能があるわけでありましてけれども、結局、農業の疲弊に伴ってそういう役割も疲弊してしまうという、農村の疲弊にも大きくつながってくるのではないかと考えております。

つまり農業というのは、食料生産という役割だけではなく、農村社会の形成そのものに大きくかかわっておりまして、これらを総合的に考えた施策を今後作っていかねばいけないのではないかと考えるところでございます。

そういう中で、戸別所得補償制度は恒常的に生産費が販売価格を上回っている状況、つまり赤字で農産物を生産しているという状況なのですけれども、その状況を何とか解消することによりまして、農業の再生産を促して食料自給率の向上を図るとともに、生産のみならず、多面的機能を持っている農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が自信と誇りを持って、また将来に向けて明るい展望を持って暮らしていけるような、そういった環境を作り上げることを目的としております。

戸別所得補償制度モデル対策についてですけれども、まずどうやったら自給率が上がるのか。それは今足りないものを増やしていく、当たり前なのですけれども、そのためには水田を有効に活用していかねばいけないと思っております。

そういう中で、今回2本立ての政策になっておりまして、1つは自給率向上となります。麦、大豆、米粉用米、飼料用米、まさに主食用米以外のいわゆる転作部分の生産をしっかりと確保していくために、また、今まで複雑で分かりにくい、非常に現場で混乱していた状況もあったと思っておりますけれども、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策。つまりは、こういった米以外の転作作物について、米と同じぐらいの所得が確保できるようなそういう助成体系を作ることによって、しっかりとその生産を強化していくということ。

それともう1つ、残念ながら恒常的に赤字に陥っている中で、そのまま黙って生産を続けていけば過剰になってしまうというこの米に対して、補てんを行うことによって生産を一定数量に抑えつつ、その余った水田を有効利用していこうではないかという、そういう

2本立ての政策を考えているところであります。

予算につきましても、相当もめたわけでありまして、税収が落ち込む非常に厳しい予算編成の中で、この米のモデル事業につきましては総額5,618億円、当初の要求に対して満額の予算が確保できた状況であります。

このモデル対策の実施によりまして、過去40年間にわたって農村を疲弊させ閉塞感を与えてきた生産調整政策、米の生産を抑えることに対して、米以外の生産を振興することによって米を抑えるといったやり方から、米そのものに助成をすることによって米の生産を抑えつつ、その他の生産を拡大していこうという、こういった新しい大転換、まさに米の需給調整は米のメリット措置によって実効性を持たせていこうという、こういった大転換によって、しっかり前向きで新しい、それこそ作らないことを支援する農業から作ること支援する農業へと大転換をしていきたいと思っております。

来年度はモデル事業ということで、いわゆる水田農業についてのみ実施するわけでありまして、23年度の本格実施に向けて、来年度のこのモデル事業の結果も検証しつつ、よりよい政策をしっかりと立案していきたいと思っておりますので、今日もこの件についての活発なご議論をお願いしたいと思っております。

私の方から概要を説明させていただきました。ありがとうございました。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

○山口参事官 戸別所得補償制度の検討を担当しております、官房参事官の山口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。目次の後の3ページをご覧ください。我が国農業・農村が直面する現実というものをまとめております。

これまで企画部会等でいろいろご紹介したところの資料がベースになっておりますけれども、この我が国農業・農村というのは、農業所得の激減なり農業従事者の減少、高齢化、農村の疲弊ということで危機的な状況にあり、国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復して、農村の再生を図ることが急務となっているわけがございます。また、自給率につきましても議論されているところでございますが、主要先進国の中では最低の水準であります。一方で、穀物等の国際価格は、最近落ち着いてきたとはいえ、まだ予断を許さない状況にある、こういう状況の中にあるわけがございます。

こういった中で、今回、戸別所得補償制度、これに関するモデル対策というものを実施することにしたわけですが、そのねらいというものを3つ程度にまとめております。

5ページからご覧いただきたいと思いますが、1つ目は自給率の向上ということでございます。農地資源、農地の面積が限られている我が国におきましては、その自給率の向上を図るためには、需給調整を今やっております水田を有効に活用することが不可欠だということでございます。下のこのグラフにございますように、水田面積237万ヘクタール、これを有効に活用していくということが必要なわけですが、その中での主食用米というものがまだ需給が多いと、需給がとれていないというところがありますので、その調整を推進していく必要があるということでございます。

一方で、麦や大豆につきましては、単収の向上また不作付地での作付拡大というものが求められるということでございますし、特に麦につきましては、お米の裏で二毛作ができますので、こういった形での二毛作の飛躍的な拡大というのを図っていく必要があるわけでございます。

それと、もう一つ大事なことは、紫色で塗られております調整水田等というのがございます。これは水田なのですけれども、水を張ったりして保全管理をしているだけで、作物を植え付けていないというところがございますし、これに対しての不作付の解消というのが今後求められているというふうに考えております。

それと、こういったように、水田農業においては稲作農家といいますけれども、水田ではお米だけではなく、実際には麦、大豆と一緒に作っておられるということでございます。従いまして、例えば麦、大豆の自給率の向上を図っていくということになった場合には、当然畑作地で麦、大豆の単収の向上等を図っていくことも大事でございますけれども、この水田における麦、大豆の向上を図っていくためには、稲作農家の経営の安定も図っていかねばならないということでございまして、この麦、大豆等の自給率の向上と、米のモデル事業で目指す農業経営の安定というのをセットで実施する必要があるというふうに考えたものでございます。

そういったことで、2番目の農業経営の改善のところになるわけでございます。お米については近年販売価格がかなり下回ってきております、下がってきております。生産コストを恒常的に下回る状況となっておりますが、これまではコスト割れに伴う支援策がなかったということで、今回、これについての所得補償をモデル的に実施することとしたもの

でございます。

左側の、我が国の稲作農業の現状のところに書いて表にございますように、これは担い手層ということで、3ヘクタール以上層の統計でございますが、これで見ましても、所得は10年間で4割以上減少しているという状況になっているところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。生産調整の見直しということでございます。

今、舟山政務官のご挨拶にもございましたように、今回は生産調整の見直しをすることが入っております。農政の大転換ということになっているわけございまして、従来は生産調整を達成した人のみに麦、大豆等の助成金を交付するというもので、実態としては麦、大豆の生産を規制するような形で米の生産調整を行っていたわけでございますが、一方では、達成できない地域や農業者には様々な形でペナルティ的な扱いをするということをやってきたわけでございます。

今回はこれを大転換いたしまして、米の需給調整は米の事業の方で支援をすると。米には米で支援をするという形をとり、自給率向上のための事業の方については、米の生産数量目標達成にかかわらず、麦、大豆等の生産を支援するというもので、こうしますと、今まで生産調整に参加してもらえなかった農家も、少しずつでも麦、大豆の生産に入ることができると、こういったことで需給調整に取り組むことが可能になるということでございます。

右側の一番下にございますように、①、②、③というような要因がございまして、米の生産としては抑制的となり、需給の引き締め効果があるというふうに考えるところでございます。

8ページから、その事業の内容でございます。

1つ目は、水田利活用自給力向上事業ということでございます。この水田を有効活用して麦、大豆等の生産を行う農家に対する主食用米並みの所得を確保し得る水準を交付する事業でございます。従来、産地確立交付金等という形で助成を行っておりましたが、非常に体系が複雑になり、かつ要件も地域によって違う、単価も違うといったような問題がございましたので、今回それを大幅に簡素化いたしまして、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとしたわけでございます。

ただし、一方では、従来の対策に比べまして助成額が減少する地域があるというようなことで、ご意見がいろいろ出まして、その影響を緩和するために単価設定を弾力的に運用する等の激変緩和措置も講じたところでございます。

続きまして、9ページでございます。米の戸別所得補償モデル事業の方でございます。

これは、先ほどから申しておりますように、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対しましては、この標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を一律単価によって交付するということによって、米の需給調整を支援するとともに、意欲ある農家が農業を継続できる環境を整備していくと、そういうことをねらいとしたものでございます。

先ほどの(3)の事業の方は、生産数量目標の達成ということは要件ではございませんが、こちらは交付対象者のところがございますように、生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農が対象になるということでございます。また、交付対象面積につきましては、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10アールを控除して算定した面積ということにしております。

また、交付単価につきましては、定額部分、恒常的に生産コストが割れている部分といたしましては、10アール当たり1万5,000円というものでございます。一方で、当面の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額についても補てんをするということで、変動部分として交付単価を定めまして、これは年度末までにはその補てんの支援を行うということにしております。

下の緑の枠の中に最後に書いてございますように、全国一律の単価ということで、規模拡大とかコスト削減の努力をした農家にとりまして、また、高く売る努力をされて販売価格を高める努力を行った地域ほど所得が増えるということになるものでございます。そういった点で構造改革にも資するものだというふうに考えております。

(5)のところでございます。実施体制でございます。今回の対策、国からの直接支払いというところがポイントでございますので、一番下の矢印が国の農政局から出ておりますように、農政局から金融機関に直接この交付金の支払いが行われるというところが、従来の対策と大きく異なっている点でございますが、具体的な米、麦、大豆等の作付確認や電算システムへの入力、さらに農業者等の指導等につきましては、国だけではなく都道府県なり市町村、さらには地域水田協議会など、従来からご努力いただいている方々のご協力を得ながら、地域として地域農業の振興という観点で、役割を分担しながら連携していただくという体制をとりたいと思っております。

11ページでございます。今後の展開方向ということでございます。

22年度はモデル対策ということでございますが、23年度からは政務官からもお話がございましたように、本格実施ということを予定しているわけございまして、その制度設計

に当たりましては、モデル事業の実施状況を踏まえて、対象品目なり支援内容なり加算措置の在り方等の論点について検討を行っていきたいと思っております。

下に論点がございます。対象品目につきましては、恒常的に販売価格が生産費を下回る状況にある米を今対象としておりますが、本格実施に当たりこれがどのような品目まで拡大されるかという問題。

また、支援内容についても、標準的な生産に要する費用と販売価格の差額を基本とする交付金を交付するというようになっておりますが、これを品目の拡大に合わせてどのような考え方になるのか、それを維持していくのかというところ。

また、対象農業者につきましても、生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農ということになっておりまして、このような考え方を維持するという方向でよいのかどうかということでございます。

支払方法については、直接支払いということでございますが、これも対象者がだんだん増えてくるわけでございます。本格実施においてはどのような工夫が必要かというものも考えていかなければならないと思っております。

あと、加算措置につきましては、モデル事業においては位置付けられておりません。模の加算、また品質による加算、環境保全等の加算、こういったものをどのように位置付けるかという問題がございます。

また、実施時期につきましても、その作物ごとの作付やまた現在の支援対策、こういったものの実態を踏まえ、どのようなスケジュールで行っていくかということを考えていかなければならないと思っております。

参考までに、13ページから現行の経営安定対策の概要ということで、畜産物、それと野菜、果樹、水産について掲げてございます。

あと、18ページには森林・林業分野における施業等への支援というのを付けておりますが、森林・林業の施策というのは伐期が長い、生育期間が非常に50年60年と長いわけでございますが、一般的な生産物とは扱いが異なるとは思っておりますが、これにつきましても、直接的な支援をどうやって行っていくかという問題があるということで付けさせていただきます。

次、20ページからでございますが、米の需給調整についてでございます。この需給調整に関する課題、これにつきましては、先ほどから申していることと重複するところございますが、主食用米の需要が年々減少し大幅な需給ギャップが生じているということの中で

は、引き続き需給調整を図る必要があるということでございます。ところが、米については生産調整に参加することに対する明確なメリットが今までなかったということで、参加者と非参加者との間に不公平感がある、また、農村には閉塞感をもたらしてきたという問題があったわけでございます。

21ページ、需給調整の基本的な考え方のところが、そういったことで今回の戸別所得補償制度の下では、米に関する所得を補償するという強力なメリットを付与する一方で、麦、大豆等については、米の需給調整に全面的に参加しなくても助成をするということで、より多くの農業者が需給調整に参加しやすい環境というものを作っていくということにしているわけでございます。

(3) のところでございますが、生産数量目標の設定の考え方につきましても、お米の消費が若干ずつ減少している状況にはございますけれども、やはり国民が求める米が生産されるよう誘導する必要があるわけございまして、ここが引き続き過去の需要実績等をもとに生産数量目標を配分して、需要に応じた生産を推進していく必要があると考えております。

一方で、お米について補償するという強力なメリット措置を付与したわけでございますので、また農業者がなるべく需給調整に参加できるようにする必要があるということで、強制感を伴うものについては払拭をするということで、ペナルティ措置を廃止することにしております。

それを踏まえて、23ページの冒頭でございますように、こういったいろいろな措置を講じまして、需要に応じた米作りの実現を目指すというのが、生産調整、需給調整の在り方として考えているところでございます。

24ページは、具体的な生産数量目標を、そういったことで配分しているという資料でございます。

あと、別添で参考資料というものを付けております。戸別所得補償制度推進本部資料という表題が付いている資料から、一連の資料がいくつか付いてございます。これにつきましては、年末の推進本部で公表した資料等を参考までに添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様でのご議論をいただきたいと思います。

最初に、森野委員が1時半ぐらいで退席されなければいけないという事情がございますので、森野委員にまずご意見をいただければと思います。

○森野委員 すみません、新年早々勝手を申し上げて恐縮でございます。

今のご説明の中で、1つだけ以前からお聞きしたいと思っておりまして、政府も昨年デフレ宣言というのをなさいましたが、非常に日本経済全体がデフレになっていて、物の価格が下がっている。食べ物について言えば、最近牛丼の値段がすぐに下がっている、そういうような状況の中で、お米のモデル事業で仕組みを作る時に、例えば商品全体の価格がデフレで下がっている時に、それをどういうふうに織り込んで農家の所得減少部分を算定するのか、そここのところの考え方、モデル事業の中でどういうふうに原則にしていくなかというところを是非知りたいと思います。

それから、もう1点は、私ここのところ、会津盆地とか福井県の大野盆地とか、いろいろなおいしい米を食べ比べているのですけれども、そういう質の良いところの米について評価、差別化は、今後の展開方向の中で検証されるということなので、是非その辺はやっていただきたいと思っております。

後段の方は要望で結構です。前段の方だけちょっとご説明いただければと思います。

○鈴木部会長 それでは、ご質問の点につきまして森野委員がお帰りになる前に、もしご回答をいただけるようであれば。

○山口参事官 私の方から、モデル事業の所得補てん1万5,000円ということでの考え方についての、その根拠というか考え方をご説明したいと思っております。

今お渡しした参考資料というものの中の、1ページの大臣の談話の次の、21年12月22日という資料がございます。ここの1ページの1の(1)の交付単価というのがございまして、その参考のところの交付単価の算定方法というのがございまして、これは標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格との差額を出しまして、これを10アール当たり直したものと1万5,238円という数字が出まして、これを1万5,000円という単価ということでございます。

要は、考え方といたしましては、農家にとって生産に要するコストを出しまして、それと実際に農家手取りとして受け取る販売価格がございまして、その差額を補てんすることによって、標準的に生産に要する費用を賄うという考え方でございます。これ、生産に要する費用というのは何かいいますと、農薬や肥料とか、また借りている土地の地代とか、こういったいわゆる経費と言われるものの全額と、あと自ら働いて作業をしたことによる

実際対価として本来もらわなければいけない家族労働費という部分がございますが、その分の8割、それが補てんされる水準までこの価格を出しまして、これが1万3,703円ということでございまして、それとの差額を補てんするというものでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか。

はい。

○総括審議官 ただ、デフレの中で、今後米価が下がっていくのではないかとというようなことを危惧されていると思うのです。今説明がありましたように、経営費プラス家族労働費の8割、これを足し算したものの、これ多分、岩盤コストになるわけですね。今回のモデル対策は、固定的なコスト割れ部分をまず全部補てんしましょうと。次に、その年の米価変動についても、一定の変動部分の資金を用意して、下がった部分はそれも補てんしましょうということになっております。

従いまして、この1万三千何がしかの岩盤部分については、東から西までの農家については補償される、補償米価水準ということになります。

ですから、仮に私どもの需給がこれでかなりしまって、過剰作付の先ほどの5万何千ヘクタールかかる完全に手を離れた部分、これは参加していただければ多分25万トン、30万トン近くがなくなってきますから、そんなに米価が下がるとは思っておりませんが、仮に下がった場合でもこれだけ経費が補てんされる。従って、経営計画が成り立つ。さらに、コストダウンすればするほどその分の所得が増える。それから、高く売れば売らるほど所得が増える。というような効果を狙っているということでございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

○総合食料局 ちょっとよろしいですか。食料需給価格も含めて、現在、価格がデフレの傾向にあるということなのですから、今、総括審議官からもお話がございましたように、実は米の農家の販売価格については、いわゆる生産調整というカルテルの中で、行政も含めた人為的な価格形成が行われているのはご承知のとおりだと思っております。

こういうような価格形成については、手法は今回変わりますけれども、基本的にはこの需給調整そのものの実行ということは、どちらかというと強力な方に向かうということもございまして、そういった意味での政策的な価格の提供というのが引き続き残ると思えます。

ただ、これらを踏まえて実際に末端の消費者、この方々が家庭用内食料に使われるお米の価格はどうなるか、あるいは外食を含めた販売価格がどうなるのかということになって

参りますけれども、それは例えば様々な原材料の価格がどのように織り込まれて、最終消費者価格に転嫁していくのかという議論だろうと思っていますので、私どもは、今回あくまでも生産サイドにおけます所得の補てんのために必要な政策実行の中で、どちらかという需給調整が強化するような形になっていると思いますので、端的にデフレがどの程度影響していくのかというのは、米の場合には過去の経緯もございますので、ただちにそこはくくるにしてもちょっと難しいということです。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この点はひとまずこのぐらいにしまして、次に、欠席されている委員から書面で意見をいただいておりますので、それをまずご紹介いただきましてから議論に入りたいと思いますので、事務局の方からお願いいたします。

○大臣官房参事官 大臣官房参事官、大浦と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は古口委員とそれから平田委員のお二方から書面でコメントをいただいておりますので、古口委員の方からご紹介申し上げます。

戸別所得補償制度の導入に当たって、典型的な中山間地域である栃木県茂木町の課題を整理すると、以下のとおりである。

1、農家のイメージでは補償額が少ない。

10アール当たり1万5,000円をもとに実際に農家が受け取れる補償額を算出すると、中山間地域の50アールの農地、水田を持つ中規模、平均的な農家でさえも3万円どまりである。

それには試算が示されていまして、50アール掛ける、作付可能面積の割合である60%を掛けたら、これが30アールになりまして、そこから販売控除が10アール分ありますので、10アールを引いたら20アールと。20アールに1万5,000円を掛けて3万円ということになります。

コメントでございますが、平場地域との所得格差を埋める上で、中山間地域においては飯米控除分を減らさなくてもよいのではないかと。

以上が1点目です。

2点目、不作付地の解消を図る改善計画の簡素化。

所得補償を受けるに当たっての必須課題である、生産調整における保全管理による達成農家についての不作付地の解消を図る改善計画提出については、転作が厳しい、すなわち作れる、売れる作物がない条件下にある地域の実情に配慮していただきたい。

そして、3点目です。長年にわたる生産調整協力者に対する恩恵。

新年度からの所得補償導入に当たり、過去数十年にわたって協力してきた農家と、これから所得補償を受けるためだけに協力する農家とでは、不公平感を招きやすい。もし農家個人間で補償額の差が設けられない場合、長年にわたって転作達成に協力してきた市町村に対して、農地保全と水田利活用の観点から、独自の交付金、達成報奨金制度を設けてみてはどうか。そうすることにより、市町村農政において転作達成に熱が入り、相乗効果も期待できる。

古口委員からの意見は以上でございます。

次に、平田委員からでございます。

明けましておめでとうございます。奇しくも今年はNHKの大河ドラマにおいて、明治維新の立て役者の1人である「龍馬伝」が始まりました。日本農業においても、若者が競って就農し、しかも持続可能な経営体となる平成の農業維新の年にしたいものです。すなわち、若者が競って就農できる環境を醸成することが急務です。農業者は経営者であり、食料保安としての食料を生産し、気象リスクを背負って経営するという重要な役割を担っており、サラリーマン以上の所得は当然必要です。

今回の戸別所得補償制度と水田利活用自給率向上事業で、水田に関しては、条件に恵まれた地理的条件で営農する専業農家であれば達成可能と思われれます。今回の政策は大いに評価できます。とりわけ手続の簡素化は、生産者にとって特筆すべき朗報です。

しかし、中山間地域など条件不利地域においては、特別な加算手当が当然必要であります。中山間地域直接支払制度が手当てされておりますが、地域の活性化が主目的であり、所得と必ずしもリンクしていません。新規需要米の生産に関し、実需者との契約が要件となっておりますが、実需者及び消費者が少ない現状ではかなりの混乱が予想されます。農水省としても、今後実需を増やすための啓蒙活動の展開と、米粉利活用の支援を早急に充実すべきです。さらに、経営安定を図るためには野菜、花、果樹、畜産などの複合的経営が必要となってきます。この面での支援も必要です。

一方、米以外の作物の戸別所得補償制度の実施は、平成23年以降であります。いずれも担い手の高齢化と近年の価格低下、資材の高騰による将来不安から離農が相次いでいます。国による米同様の補償制度や継承できる担い手を確保するための研修制度の充実は急務です。

最後に、農業は当然ながら、1年前から準備が始まります。少なくとも半年前には詳細

な計画が確立していないと、計画した生産が難しいことは明白な事実です。今回の政策の具体的な説明を生産者に早急に行い、滞りなく作業が進行し、所期の目的が達成され、この政策が大きな成果に結び付き、自給率50%に1年でも早く達成されることを願っています。

平田委員からの意見は以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご紹介いただいたご意見を踏まえながら、ご出席の委員から何名かご意見をいただいた上で、政策の方向性に関することにつきましては舟山政務官から、事実関係などにつきましては事務局の方からご発言いただく形で進めたいと思います。

では、どなたからでも結構でございますので。茂木委員、お願いします。

○茂木委員 それでは戸別所得補償制度につきまして、3点ばかりご意見を申し上げさせていただきます。

22年度から実施される米のモデル事業は、我々がかねてより求めておりました生産調整に参加する生産者に対するメリットの充実であり、自給力向上事業と合わせまして、水田利用の活性化と営農の安定が図られることを期待いたしております。これらは従来の方針に代わる新たな制度でありますので、現場で混乱のないよう、国として責任を持って速やかに、生産者に対する丁寧な説明そして周知徹底をお願いしたいと思っております。

それから、今後制度の本格実施に当たりましては、3つの点について検討の上、政策理念や目標を明確にし、万全な対応をお願いしたいと思っております。

1つでございますが、所得補償制度があれば貿易自由化をしてもよいとの論調に対しましては、一定の国境措置はどうしても必要であると思っております。そして、政府の明確な姿勢を示すべきではないかなと、こういうふうに思っております。仮に関税ゼロで安い農産物が輸入をされることになりましたら、価格の暴落で農家の収入が急激に減少をいたすわけでございまして、莫大なこれは財政負担がかかるわけでございます。そもそも作る農家がいなくなるとは、自給率向上どころではなくなることは明らかではないのかなとこのように思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから2点目でございますが、今後の検討論点にも書いてございますが、所得補償制度の対象品目につきましては、それぞれの品目の生産、流通、販売等の実情を踏まえるべきであるということでもあります。例えば畜産、酪農、野菜、果樹につきまして、生産数量目標の設定や、一律に所得補填を行うことが適切なかどうか、また、現行の仕組みに比

べまして米のような仕組みを導入することが、生産者の経営安定に資するのかどうかなど、ともかく全国の生産現場の声を十分に踏まえた検討を是非行う必要があるのではないかと思っております。

それから3つ目でございますが、現場では高齢化や後継者不足が深刻になっており、将来の地域農業を支える多様な担い手の確保がどうしても避けられない現実だということがあります。このため政府として、地域の実情に応じた担い手作りを徹底して進めるため、担い手に対する支援の加算措置や、担い手の経営安定を図るセーフティネットの充実が必要ではないかと思っております。

それから、米の需給調整について2点ほど申し上げます。

まず1点目でございますが、需要に限度のある食用米の計画生産は今後とも必要不可欠であります。政府におきましても、米のモデル事業に参加メリットを強化し、需給調整の達成を目指していると受けとめております。本格実施に当たりましては、国として米の需給調整の目的を明確にした上で、国、行政が主体となって生産数量目標の設定、配分、確認、推進を行うことを法的に明確にして進めるべきであると思っております。

例えば私のJAでは、これまで職員総出で確認や準備をやってきたわけでございますが、今後もJAグループといたしまして、行政や関係機関との役割分担の下、組合員の営農の安定と所得の向上のために水田協議会で役割を果たして参りたいと思っております。

2つ目でございます。農水省は、豊作分を区分して処理する集荷円滑化対策を含め、過剰米対策を実施しないとしておりますが、豊作等で米が余れば価格が下がるのは当然であり、農家の収入減少に直結するわけでございます。また野菜と違い、売れ残った米は翌年も在庫として残るために、米価の下落が続くだけでなく、過剰米の分は翌年の生産数量目標、配分が減らされることになるかと思っております。

米のモデル事業は、販売価格が下がった場合に一定の補償を行うため、過剰米につきましては売れた分が農家の利益になると説明をされております。しかし実際には、豊作で売れ残った米を安値で処分した部分まで補てんする制度となっていないために、現場の農家にとりましては利益どころか大きな損害が出るのではないかと、こんなふうに懸念をいたしております。

従いまして、国として過剰米を政府買入の上、棚上げ備蓄するなど、過剰米対策と備蓄対策を確立していただきたいなど、こんなふうに思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

多岐にわたるコメントをいただきましたが、貿易自由化との関係。それから、畜産、酪農、野菜、果樹等の所得補償をどうするのか。それから、担い手への加算措置あるいはセーフティネットというのをどうするのか。それから、米の生産調整を国が主体的に今後ともやるという姿勢について。それから、過剰米対策、備蓄等をどうするのかと、この辺りのことをご発言いただきました。

これに関連しまして、あるいはその他の点でも結構ですが、あと何名かご意見をいただいてからコメントをダイジンの方から。では、松本委員、お願いします。

○松本委員 3点ばかり、ちょっとご意見を申し上げたい。ご意見といたしますか感想も含めましてのことで。

1点、今般、今日提出されました資料の中で、いろいろ説明の言葉として、担い手とか、あるいは最終総括のところに構造政策に資すると、こういう政策判断が明記されているという。私自身としては、昨年来の大制度の農政転換の中で、いささか10月の再開の時も申し上げた経過があるのでありますが、そういう観点が入ってきているということについては大変高く評価したいと思います。これからも、こういう観点を織り込んだ政策の農政の検討を進めてもらいたいというのが1点。

それから、新しい戸別所得補償のこの体系の中で、特に戦略的な作物とかいうような感じで、米粉とかエサ米とかあります。新聞報道とかでいろいろな政策の検討過程のご説明を仄聞する限りにおいては、生産の単価については、生産費用を賄うとかプッシュをするとか、生産の基礎とするか、そういう政策効果といたしますか、こういうことについては大変腐心もされているという感じがするのですが、このいわゆる作った物をどう実需として形にするのか、消費するというのですか、そこについてはかなり……私の感じなのですよ、そうではないのかもしれないけど、あまり気持ちが入っていない。むしろ、その世界は民の世界だと。民で消費とかあるいは加工とか、そういうものは負担する世界の話じゃないかというふうにいささか聞こえるのですね。

私はそうじゃなくて、やはり生産と消費と他の世界でもありますけれども、やはり作った物は実需がないと余るわけでありまして、そのところを特にバランスよく政策としては配慮すべきじゃないかと。地方を回っておりまして、例えば米粉とかエサ米とかいうのは何もここ半年で出てきた話じゃなくて、かなり政策的にもインプットされているということなのですが。いやいや、あるのだけれどもどこへ持っていけばいいのかと。鳥取県

のある立派な稲作経営者は、いや、うちもいろいろ取り組みたいと考えたけれども、例えば米粉加工に持ち込むところはどうも岡山県ぐらいしか、工場の情報がないといっておられました。この段階で。こういう現場での声もあるわけですね。

だから、そういう点で、早急に流通とかあるいはそのための体制とか、さらには実需ですね、そういうものについてももっともっと政策的にプッシュされるといいますか、支援をするというそういうスタンスは、まだこういうスタートの時は大事ではないかというような感じが2つ目であります。

それから、この技術体系なのですが、農地が限られておって、きょうも、調整水田とかそれから麦、大豆、こういうものの面積の作付を拡大すると。生産調整とは分離した形で、不足分はドライブをかけると、こういう政策判断だというふうになって、大変いいことだと思うのでありますけれども、評価できると思います。

ただ、その場合、農業生産ですから例えば、卑近な例で申しわけないのですが、うどんの原料はかなりのものを讃岐平野でかつては賄っていた。しかしながら、今現実に讃岐うどんの原料は全部外国の麦でありますよね。品質の若干の差はあるにしても、これ一番は、お聞きしますと米生産、コシヒカリを作付体系で讃岐平野でみんな作ると。そうしますと、麦とのさっきの関係で、どうしても麦の生産を放棄せざるを得ないと。こういう技術的な体系と言いますか、そういうのも現実にあるのだということなのですね。

そうすると、自給率向上という観点からしますと、二毛作の拡大とか単収を増大するところがかなめだと思うのですけれども、そういう現場での日本の地域の水田の、作付体系の中での米と戦略作物との間の技術体系が、いささかちぐはぐになっているという、そういう状況について、これはかなり政策が技術的な面も含めて検討しないと、なかなか期待するものをドライブをかけた戦略作物へのシフトができないのではないかと、こういう危惧もするので是非ご検討願いたい。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

構造政策に資するかどうかという点の評価もいろいろ議論があろうかと思えます。それから、米粉、エサ米の実需について、政策的にもう少し考える必要があるのではないか。それから、戦略作物の地域の技術体系との関係の問題、ご指摘いただきました。

他の委員、いかがでしょうか。はい、それでは合瀬委員、三村委員の順で、岡本委員もお願いします。

○合瀬委員 私の質問は極めて簡単です。農家に対してのご説明をきちんとしてもらいた

いという意見もありましたけれども、今回の戸別所得補償、国民の関心も非常に高いですから、もっと一般の人たちにも分かりやすい説明をしていただきたい。

例えば一つは、先ほど古口委員からもありましたけれども、ここに戸別所得補償の目的として、農家の生活の安定ということが掲げられています。では一体、今回の戸別所得補償、10アールあたり1万5,000円で、どのくらい農家の所得が増えるのでしょうか。米農家は規模別にいくつかあると思うのですけれども、その人たちの所得は今幾らで、どのくらい増えるかということを、きちんと国民が分かるように説明していただきたいというのが一つ。

もう一つは、私、以前にも質問しましたが、今回の5,600億円で、ここにも目的に書いてありますが、一体どのくらい食料自給率が上がるのでしょうか。このところは、以前私が質問した時に、予算の関係もあるので全体像が出ないと説明できないというお答えでした。予算も、政府案ではありますけれども出ておりますので、一体今回の5,600億円で自給率はどのくらい上がりますかと。大変国民の関心も高いところでありますので、是非その辺りの目標値みたいなところを説明していただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 1万5,000円で規模別に所得がどれだけ上がるのか、それから自給率にどれだけ効果があるのか、その辺りの具体的な数字があればということでございます。

次、三村委員、お願いします。

○三村委員 経営とか流通マーケティングをやっている立場からご質問したいと思います。

一つは、自給率向上というところで、麦と大豆を戦略的作物としたいということがあるわけなのですが、これは非常に理解いたします。大豆のことは分からないのですが、先ほど麦のことについて少しご指摘がございました。

基本的に、日本の国産麦が、確かに生産量が少ないということはあると思うのですけれども、いずれも加工を前提としていると思います。食品加工を前提にしているということでありますので、需要はそこでかなり規定されております。ということは、単純に麦の生産を拡大するということが、本当に自給率拡大に結び付くのかどうか。特に麦の場合、大豆もそうだと思いますけれども、国際商品でございますので、それとの関係がありますし、それから私が伺った話によりますと、やはり加工されたものとの整合性の中でなかなか日本の麦は使いにくいとか、あるいは新しい品種改良が必要だとか、新しい商品開発必要だとか、いろいろなご議論があったように思っております。そうなりますと、単純に自

給率拡大というふうな目標に結び付くのかどうかについては、先ほどのご指摘と同様に、私も少しきちんとした検証が必要だというふうに思います。

それから、2番目のポイントなのですが、農家経営と農業経営という言葉が非常に使われております。その経営という概念は、私がそういう分野におりますからちょっとその辺りのニュアンスが違うのですが、一般的には販売価格が前提となってコストがあって、いかにしてコストを下げていくかというところに、いわゆる経営の努力がインセンティブになるというのが、やはり基本的に経営の改善とか意欲ある経営の基本的在り方だろうと思います。

もちろんお米におきましては、慢性的にコスト高であるということが前提であって、経営を安定化しなきゃいけないという前提があることは分かるのですが、このような方法論を持ち込むことによって、せっかくコストをできるだけ下げたいこうとか生産性を上げていこうとかという方向性に対して、逆に水を差すのではないかという感じが、私の印象として、私が経営とか企業とかマーケティングをやっている立場から、その感じを一番先に受けたということでございます。

もう一つ言いますと、確かに先ほど何度もご紹介があったのですが、全国一律の単価とすること、規模拡大、コスト削減に努力した農家にとっては、販売価格を高める努力も含めて、恐らく所得が増える仕組みになるだろうという、このお言葉でございます。確かに理屈上はそうなのですが、こういったような状況になってくるとむしろどちらかというと、標準的コストですか、コストは相対的に高い方が有利であるというような、そういったような一般的な認識が何となく広がるような感じが何か受けてしまうところがございます。それは、あくまで私の認識が違うのかもしれませんが。

というのは、もちろん戸別の農家にとっては、コスト削減努力が自分で経営改善をしていく、先ほどのご指摘があると、そのとおりでと思うのですけれど、でも一方的な見方からすると、そんなに一生懸命コストを下げなくてもというような気持ちになってくるかもしれない。そこは、先ほどのこれを構造改善に結び付けるということになりますと、やはりそこに対しては、きちんとしたインセンティブというか工夫が必要ではないだろうか。あくまで現状を放棄するとか、あるいは現状をそのまま温存させながら、皆さんが何となく縮小再生産に持っていくという方向にならないように、そこにきちんとした方向性と工夫がないと、何か私の印象としてちょっとぴんとこないなど。

これは農業経営というものの現状を知らない者の意見であるかもしれませんが、経営と

いう論理からすると、そういう捉え方があるということだけをご指摘したいと思います。それが私の疑問であるということでございます。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

麦の需要、国産への需要は限界があるのではないかと。それから、本当にコストを下げたいこうという方向につながるのかという点の疑問がありました。

次、岡本委員。で、藤岡委員。

○岡本委員 岡本です。

私は消費者の立場として見させていただくと、今日の資料はとても寂しいなと思いました。多分、消費者という言葉が入っていないのではないかなと思いつつ見させてもらいました。税金を納めているのも、食品を選んでいくのも私たち消費者ですので、そのような立場から見させていただきました。

1つ目に思ったのは、消費者のメリットは何なのだろうということです。もちろん私たちが物を買う時に、短期的には価格が安いとか新鮮だとか安全だとかというものを目安に物を毎日買います。でも、例えばキャベツ1個が1円安いからといって、それが将来的に例えば10年後にキャベツが日本のものが食べられなくなるかもしれないと考えたら、1円ぐらいいいかと思うのではないかなと思います。

ですから、そういうところを分かりやすく示して欲しいと思います。もちろんアンケートでは国産がいいと思いますか、外国産でもいいと思いますかとかと聞書けば、皆さん、国産のものがいいと思いますとは言いますが、実際に買うのは国産じゃないものが多いというのが現実です。その辺をちゃんと考えて選べるようなシステムが欲しいなと思います。

という意味で、2番目に思うのは、見える化みたいなものです。一時期CO₂の見える化はすごく言われていましたが、そのようなシステムが例えば国産ポイントみたいなもので示せないかなと思います。なおかつ、それが買う人の益になるような、というか、お得感みたいなものにつながるものができれば、少し高くてもこれを買おう、国産のものを買おう、農業に貢献できるものを買おうというようなインセンティブにつながるのではないかなと思います。

3番目ですが、そういうことを伝えることが大切ではないかなと思います。食育という話は範囲が狭いので、今、食農教育とかいう言葉もあるようですけれど、何を食べるか、それを栄養の部分からだけ見るのではなくて、例えば環境の面とか温暖化の面とか生態

系の面とか、そういう視点も入れて伝えることが必要じゃないかなと思います。実は、さつき食育白書も買って来たのですけれど、やっぱり環境の部分10ページぐらいは割いてあって、生態系の話とか食品ロスの話も入っています。そういう方面から伝えるところが今までなかったように思います。

例えば、食育では、栄養のことは言われるけれど、環境面からは言われない食農教育みたいなものが入っていませんでした。さらに命がつながっているという感覚がなかったと思いますので、それを入れていただきたいと思います。特に今年は、生物多様性年です。農業は特に生物多様性に依存していますので、その視点を入れていただきたいなと思います。

それから、あとは全体の話ですので、今回のところに直接結び付かないのかもしれませんが、消費者の動き、消費者にどうやって国産の物を買わせるか、というような波をうまく作っていかないと、流れになっていかないのではないかなと思います。

私はもう、20年異常環境に関わっています。昔は環境という言葉も今の地球環境という意味がなかったような時代からやってきているのですが、時々ブームみたいのはあるのですね、里山ブームになったりとか。でも、それはいつの間になくなってしまふ。でも、今はもう世界的な動きもありますし、実際にもう影響が現れてきてしまつて、やむにやまれずというところもあるのですが、みんな環境に関しては関心がある。例えば、ごみの分別では、面倒くさいけどしますし、リサイクルペーパーを買います。そういうふうなふうに農業も持っていけないかなと思います。

特に今、農業に関してこれだけ関心が高いですし、去年のギョーザ事件のように、食の安全の問題も出てきていますので、そういうことをうまく歯車にして乗せられないかなと思います。

もう一つ、全体にいつも思っているのは、農水省が、消費者、実際の国民と直に向き合う率が少ないというか、視点がないというのが気になって仕方ありません。もちろん、消費者団体の方との話し合いというのはずっと続けていらっしゃると思うのですが、消費者団体に入っている人はとても意識が高い人なのです。決して一般の国民ではないと思います。その人たちだけを相手に話し合つて、大丈夫かという、そうではないと思います。それに、そういつて意識の高い人たちが関わっているところにもかかわらず、もちろん場所によっては違いますけれど、生協で国産以外のものだって売っていたりしています。その辺を何とかできないかなと思います。

農作物というのは天候などの影響が大きいので、乱高下している中であっても、私たち

がその影響をもろに受けなくて生活できているのは、農林水産省なんかでいろいろな策をしてきて下さっているから、ある程度の幅の中で生活できています。そういうことすら知らないということがまず問題だと思いますし、こういうことをちゃんと伝えるパイプが欲しいなと思います。

○舟山政務官 様々な貴重なご意見をどうもありがとうございました。少し順不同になるかもしれませんが、まず私からお答えさせていただきたいと思います。最初に、茂木町の古口町長と、それから平田委員からのご意見に対しても、若干コメントをさせていただいて、そのあと、今日出された意見についてコメントさせていただきたいと思います。

まず、補償額が10アール当たり1万5,000円というのは、ちょっと低いのではないかという話ですけれども、先ほど山口参事官から説明させていただきましたとおり、生産費と販売価格という数値をとってその差額をもとに計算したものであるということでありまして、販売部分を減らさなくてもよいのではないかということですが、中山間地域、確かに条件不利という中で、どうしてもコストが高くなりがちだと。特に棚田の農業なんかは、多くの方が守ってもらいたいという思いを持つ一方で、非常に高コストで手間もかかるという状況にありますけれども、そういったところに関しては、今、中山間地域の直接支払いといったそういった形で、その条件不利を埋めるような仕組みを作っております。

これは、今までの政策の中で時限的なものでありましたけれども、これを恒久化していこうと。また、後でご議論をいただきたいと思いますが、再来年以降の本格実施の時には、場合によってはこの戸別所得補償制度の加算の一部として、これを持ってくるのが適切なのか、また別枠の制度がいいのか、そこはまたしっかり議論していきたいと思っています。

それから、不作付地の部分なのですけれども、今回、自給率を上げていこう、水田、農地を無駄なく使っていこうという、条件的に麦、大豆の生産、他のものの生産が難しいという状況があるというのは把握しているところでありますけれども、できるだけ不作付地をなくしていくというその方向を、皆さんに共有いただきまして、例えば今まで麦、大豆が作れなかった、何もできなかった、それで調整水田にしていたところに対しては、例えばこれは先ほどご指摘がありました。もちろん多用途新規需要米、飼料用米ですとか米粉用米、そういった需要をどう喚起していくのかという、そこももちろん国を挙げて、また民間の皆さんとも協力して、その需要も掘り起こしていかなければいけないと思っていますけれども、そういう米でのいわゆる潤沢というのでしょうか、それで何とか対応

いただければと思っています。

今ちょっと触れましたけれども、我々は、需要がなければ生産があり得ないと思っております、そういった意味で、それら需要については民間任せというつもりはありません。当然、例えば飼料用米であれば、その飼料用米を活用してどのような肉ができているのか、その飼料評価がどうなっているのか、そういった優良事例を集めてそれを広く紹介したりですとか、米粉についてもまだまだ運動が足りないかもしれませんけれども、米粉がどう小麦粉に代替できるのかということ、それから米粉を使った新しい製品のPR、米粉倶楽部なんていう名前は付けて運動もしていますけれども、そういった需要の喚起というのも、これからまさしく今まで以上にしっかりとやっていきたいと思っています。

それからまた、順番なのでちょっと違うようになってしまいますけれども、次の生産調整協力者に対する恩恵、これは大分いろいろなところで、今まで生産調整に協力していた人たちが非常に不公平感を持っていると。今まで、非協力者のせいでこんなに米価も下がって、おれたちは被害者なのだという意識を持っているのも分からないわけでもないわけですけれども、やはり今回新しい制度が導入されるに当たりましては、まずはできるだけ、入り口でもう達成不可能なペナルティをかけてきたというその実態もありましたので、そういったことをやめていただいて、まずはやはり農政の大転換で新しいスタートを切るのだというところで、できるだけ皆さん同じ条件でやっていただくということ、それを何とかご理解いただきつつ、そうはいつでも全く同じ配分ということには、人間は感情の生き物ですので、なかなかそうはならないという中で、少し差を小さくしつつ、うまく地域で、できるだけ皆さんと一緒に参加できるような形にしていきたいと、そんなふうに思っております。

逆に、達成報奨金という制度のご提案もありましたけれども、来年度のモデル事業に関しては、そういう基本的な考えの中で皆さんに参加いただきたいと、そんなふうに思っているところであります。

それから、茂木委員からもご指摘がありました。やはり新しい制度ですので、現場で本当に遅い遅いというご批判もありましたけれども、何とか予算が組めて、それから制度がやっと年末ぎりぎり出されました。営農計画を考えると、なかなか対応し切れないのだという現場のご不満は真摯に受けとめつつも、やはりこれを今後きちんと普及啓蒙するために、我々政務三役も含めて農水省幹部で、今後、現場説明をしっかりとしていきたいと思っております。

それから、WTOなど国際競争との関係ですけれども、1点、我々民主党の中でも、農産物を自由化しようとか、すべて自由化するために所得補償だということは一言も1回も言ったことはありません。やはりこれはWTOの交渉が、国際交渉ですのでどうなるか分からない。かつても米は一粒たりとも入れないと言いながらも、残念ながら交渉の中で輸入米を受けざるを得なかったという、そういう状況もあります。

ただ、繰り返しになりますけれども、自由化とこの所得補償というのは全く別物でありまして、我々は守るべきものは守るというこのスタンスをしっかりと守っていきたいと思いますし、さらに言えば、今非常に世界的に食料需給が逼迫する中で、輸出規制をしている国もあるとこういうことを考えると、やはり一定の国内生産を維持するために、一定の国境措置は必要なのだというこの主張は、今まで以上に強く訴えていかなければいけないと思っております。

言うまでもありませんけれども、日本の関税率というのは、既に世界の他の国に比べて著しく低い水準になっておりますので、そういうことも踏まえてしっかりと今までのスタンス、よりさらに強固なスタンスで今後も国際交渉に臨んでいくということを改めて申し上げたいと思います。

それから、今後またご議論いただければと思いますけれども、対象品目、それから品目ごとの詳細検討、もちろん品目ごとに様々な事情、背景がありますので、やはり一律に同じ制度をすべての品目に当てはめるということは考えておりませんので、今後詳細にそれぞれの品目の特徴などを考えながら、今後の経営安定対策を考えていきたいとそんなふうに思っています。

それから、需給調整の目的、これも委員からご指摘いただきましたとおり、国なり行政がもっと一定の責任を持って需給調整をしていかなければいけないという、そういう基本の中で、今回、戸別所得補償制度も組みました。そうはいつでも、やはり農協さんのような農業団体、地域の皆様のご協力も得なければこの制度は進みませんので、やはり一体的な協力体制の下にやっていきたいと思っておりますけれども、国、県、市町村、こういった行政の関与を今まで以上に強くする中で、しっかりと責任を持って需給調整をしていきたいと思っております。

過剰米対策についてですけれども、これは非常に悩ましい部分もあると思っております。過剰米対策について、今までの反省点といたしましては、本来備蓄制度と需給調整というのは全く別物であったはずなのですね。例えば米が余ったから備蓄に積みますというものでも

なく、備蓄は備蓄としてやはり不測の事態に備えて、しっかりと一定の在庫を持っておこうというものでありますので、そこを混同して扱うことによって、ともすれば備蓄というのが需給調整、価格の調整弁として利用されてきたという側面は否定できないと思います。

それは別物だという、その基本理念の中で需給調整をしっかりとやっていきたいと思えますし、過剰米対策につきましては、先ほど事務方からも少し説明があったかもしれませんが、基本的には豊作になってもこの所得補償で、結局一定の所得が補償されるという中では、経営への悪影響は防ぐことができますし、超過分の販売というのは丸々利益になるということ、それから、様々な用途にきちんと販売が行われるというのが重要と思っています。

一方で、備蓄制度については、今100万トンの回転備蓄というやり方をとっていますけれども、これが本当にいいのかということ。これもしっかりと議論をしていきたいと思えますし、我々与党の中では、回転備蓄ではなくて、もう備蓄米が役割を終えた時には他用途に使うという棚上げ備蓄方式、そういった方式に変えていくべきではないかと、今そういう基本の中で今後制度を考えていきたいと思っています。

それから、麦についてのご指摘もありました。正直なところ、やはり今まで品種改良ですとか試験研究の手段というのは、どうしても米に偏りがちだった部分は否定できないと思っています。最近、麦につきましてもやはり加工、例えば、めんは大分、国産の小麦でもいいものができるようになりました。一方、パン用の小麦はいいものがなかなかできないと言われていましたが、そういった品種改良も含めて、麦では粒のまま食べる、あまり食べるというのは、麦ご飯が少しありますけれども、ほとんど加工に回るわけですので、加工適性のあるそういった麦の開発もこれから進めていきたいと思っています。

実は、福岡にも行ったのですけれども、ラーメンに適した麦の品種改良というのができていて、かなりこれ評判がいいということも聞いております。こういった技術開発ともしっかりと連携をとりながら、使いやすい麦をしっかりと作付できるようにしていきたいと思っています。技術もそうですけれども、そういう品種改良なんかもきちんとやっていきたいと思っています。

それから、合瀬委員からも、一般の人に分かりやすい説明をしていただきたいということ、それから、岡本委員からも、消費者の視点がないというご指摘がありました。まさに本当にそこは改めて、私はできるだけ消費者に分かるように説明したいとずっと心がけてきたわけでありまして、さっき冒頭の挨拶に、本当に農業というのは、まさに物を作って

売って買って何ぼのものという以上のいろいろな役割があると。自分がその物を買うことによって、後ろにどんな影響が広がっているのかということも多くの人に考えていただきながら、今後食の問題をきちんと一緒に考えていきたいという思いもありながら、多面的機能の話とかをよくさせていただくのですけれども、本当にご指摘のとおり、こういった資料の中にももっと分かりやすく、なぜ国産じゃなければダメなのか、国産を買うと何がよいことがあるのか、それこそ財政負担を伴いながらも、何でというところをもっと分かりやすく説明することをしっかりと心がけていきたいと思っておりますし、今後、資料でもその視点をしっかりと含めて書いていきたいと思っております。本当にいいご指摘をいただきました。ありがとうございました。

やはり見せること、それから伝えること、環境や温暖化、生態系とどう絡むのか、そういった運動もしっかりと今後起こしていきながら、消費者の理解なくしては内部の論理だけで進めていっても、なかなか全体の理解が得られなければ、制度・政策というのはいま進まないと思うのです。ヨーロッパなどは、こういった直接支払いで、相当手厚い農業保護が行われていますけれども、多くの消費者が農村を守るためならこの地域を守るためならという理解の上で農業政策が進められていると聞いております。そういう方向に日本でも持っていきたいと考えておりますので、本当にありがとうございました。

それから、合瀬委員の他の質問です。1万5,000円でどのぐらい所得が増えるのか、自給率がどのぐらい上がるのかというご指摘ですけれども、しっかりとこういった試算もしていきたいと思っておりますし、今、ただちにこの数字が出ているのでしょうかね。また、その辺あれば事務方の方から答えていただきますが、なかなか定量的に出せるものはしっかりと定量的に出していきつつも、それが直ちに、1インプットするとどのぐらいのアウトプットがあるのかという、その数字で出せない部分もあるかとも思っていますけれども、いずれにしてもかなりの税金を使ってこういった制度を進めていくという中で、どういう効果があるのかということもしっかりとお示しできるものはお示ししていきたいと思っております。

それから、この戸別所得補償が現状の温存となるのではないかと、コスト削減努力なり経営努力というのが失われるのではないかとというご指摘もありました。私は、そういったことのないように進めていきたいと思っておりますし、もう一つは、現状温存というよりは、現状は、もちろん構造改革なり規模拡大なり、そういった専業農家への施策の集中というのが全くいけないというつもりもないわけですが、あまりにも急激に望ましい形態と

いう形を作ってそこに当てはめて、それ以外の農業に対しては何も支援しないということになると、構造改革が進むというよりも先に崩壊が起こってしまうのではないかと、今そういったかなり危機的な状況だと思っています。

そういう意味で今回の政策というのは、まずは下支えをして一定の時間軸を持つ中で、地域地域でどういった経営をやっていくのか。後は、先ほど少し申し上げましたけれども、環境とか生態系に対する農業の役割というのを考えた時に、やはり小さい農家も、兼業農家も、中山間地の条件不利地域もすごく大きな役割を果たしている、ここにどう評価を与えていくのかという、そこをしっかりと組み合わせながら、23年度の本格実施に当たってはいろいろな加算制度も作っていきますけれども、そういったことを考えていきたいと思っております。

最後に、藤岡委員から画期的だと、選択制だという話がありました。確かに守らなければ罰金だとか、ペナルティがあるとかという意味では、強制ではない、選択制ということなのですけれども、やはり基本はできるだけ多くの皆さんに、この制度にしっかりとご理解をいただきながら乗っていただいて、今後の所得補償制度を進めていくということであると思います。

ただ、昔のように血判状を突き付けて、やらなければもう五人組のように、その地域全部がデメリットをこうむるみたいなそんなやり方はいけないのではないかと。そういった意味では、それぞれ一人一人が自発的な選択の中で、しっかりとこの制度に多くの皆さんに乗っていただきたいということでもあります。

いずれにいたしましても、経営努力などがしっかりと反映できるようなそういった制度にしていきたいと思えますし、あとは新規需要米について、確かに見た目が同じお米だという中では、2年米でさえああいって横流しということがありましたので、そういった横流しなり悪用なりをしっかりと防ぐように、今回食糧法も改正されましたし、米のトレーサビリティ法もできましたので、そういった制度も活用しながらしっかりと、横流しなど制度の信頼を損なうようなことのないように、運営していきたいと思っております。

あと、足りない部分はまた補足で、技術的なこと、中身的のことは事務方の方から説明させていただきます。

○鈴木部会長 詳細な回答をありがとうございました。

それでは、事務局の方からもご説明をお願いします。

○山口参事官 ちょっと数字的な話を、合瀬委員からご質問がございましたので、お話し

したいと思います。

所得補償でどれだけ所得が上がるのかということですが、現在の農家の平均的な経営面積が大体1.4ヘクタールでございます。これは減反、生産調整、需給調整を入れますと、お米が大体0.8ヘクタールぐらいで、ですと大体先ほどお話もございましたが、調整水田という形で作っておられないようなことが多いわけですが、そうしますと所得にしますと、ざっと計算したところによるとマイナス10万円ぐらいになるということで、兼業収入とか年金から補てんされているというのが、現在の農業経営の状況かなと思っております。

これを、今後の施策として米の戸別所得補償が入ります。それプラス、今、調整水田で0.6ヘクタール分そのままにされているものを、例えば飼料用米を生産するということになりますと、その分に対する支援が追加されます。それを受けまして所得としましてはプラスになりまして、大体6万弱の所得が得られるということで、赤字が解消するということでございます。

これは1.4ヘクタールということで、規模としては、それだけで農業経営ではなかなか暮らしていけるわけではないですが、農業自体の赤字というものは解消されるという効果があるというふうに思っております。当然、専業農家などが大規模な面積でやれば、その分所得の相乗効果が大きくなるというふうに考えております。

もう一つ、自給率への寄与度ということですが、どれぐらい上がるのかということですが、今回、水田利活用自給力向上事業、これは現在の飼料作物、麦、大豆や米粉用米や飼料用米、これの生産を拡大していくということですが、自給率としてはその向上事業、2,200億弱で約5ポイント分ぐらいの生産力に貢献しているというふうに考えております。

よろしいでしょうか。あと、また。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、はい。

○総合食料局 私の方から、3点ほど補足させてご説明させていただきます。

まず、過剰米対策の話は政務官からのご説明に尽きるわけですが、特に今までの過剰米を政府で買い上げるということについては、その波及効果が、生産調整に参加されてこなかった方々にも直接及ぶ。これが今までの需給調整におけます不公平感、いわゆる守った方、そうじゃない方との間の最大の問題点であったというふうに思っているわけで

ございまして、制度趣旨の観点、それから今申し上げましたような需給調整に対する不公平感、逼塞感、こういったものを打破するためには、やはりこのようなことは問題であるというふうに思っているところでございます。

それから、2点目に麦の関係でございましてけれども、麦についても米についても、基本的には需要がスタートだという、これはもうすべての基本なわけでございますが、麦については特に自給力向上の観点でいきますと、限られた耕地面積、今500万なくて460万ヘクタール程度なわけでございますけれども、この耕地の利用率は100%を切っている状況にあります。調整水田、その他も含めて、実際には1年に1回も物が作られていない。そういったものをいかに効率よく耕地を活用していくのかと、そういう観点からいきますと、この麦二毛作というような形での対応ということが非常に重要な作物になろうと思っております。

技術開発等で様々な品種が出ています。讃岐うどんの話がありましたけど、香川では「さぬきの夢2000」というようなかなり評判のいい品種もできておりますし、ハダカムギもそうでございますし、パン用小麦、そういったものについても非常に技術的にやっております。ただ、ポイントは、外国産麦とこの内国産麦との間の資的な差をいかに助成していくのかと。これが価格面での調整なのか、そういったところで、必要な経営対策というものについてはこれまでも講じておりますし、今回もこの活用事業等で講じているんだらうと思っております。そこのところはきちんと埋めていく必要があるだろうなというふうに思っております。

最後に、いわゆる米の流用等の関係でございましてけれども、米の主要食糧法の改正、今年の4月から、いわゆる特定用途米穀等のそれはきちんと始まります。10月にはトレサが本格実施いたしますが、それ以前の段階から、10月には私どもの組織も変えまして、このトレサについて専門的な組織改正に変えていくわけでございますけれども、施行を待たずにそれ以前の段階から、きちんと生産から流通の現場に徹底的に、今回のこのお米の問題で不祥事を起こさないように徹底的な指導を行うと同時に、現場段階での巡検ということも積極的に進めて参りたいというふうに思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、大澤食料安全保障課長からお願いします。

○食料安全保障課 食料自給率の目標をどう具体化していくかということで、今回は戸別所得補償のモデル事業についての説明が主だったわけですが、食料自給率向上のための具

体的な肉付けということについては、もちろん戸別所得補償制度がまず基本とはなると思いますが、その他、生産面、加工流通面、消費面、特に先ほど舟山政務官からもお話がありましたとおり、生産が経営が安定するといった時に、実際にそれを国民の人がどう理解してどう消費に結び付けていくのかと、これが大事なことは言うまでもございません。

恐らく次回になろうかと思えますけれども、食料自給率の目標の肉付けにつきまして、プログレスレポートといいますか、資料を出してまたご説明したいと思います。その際、本日も指摘のありましたとおり、例えば環境面での効用がどんなものなのかとか、そういうところも含めて資料を作らせていただきたいと思いますし、それから生産面、特に先ほど話にありました技術の問題、あるいは農地の問題等々を含めまして、生産面についても今どういう課題があるのかというのを、11月の資料ではそれこそ食料自給率を1%上げるためにどういう課題があるかというのは、抽象的にはお示したところでございますけれども、もう少し資料をもとに説明する用意をしているところでございます。

それから、国産ポイントについてのご指摘が岡本委員からございましたけれども、実は昨日、記者プレスリリースをしたところでございますけれども、農林省の実験事業で、東急ストア等々で、国産にポイントを付けて、国産品の販売促進につなげていくようなものについての実証事業を開始したところでございますので、それにつきましても次回また詳しく説明したいと思っておりますが、一応紹介だけさせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

はい、お願いします。

○技術会議事務局 松本委員から、コシヒカリの後に麦ができないというお話がございました。確かにおっしゃるとおり、コシヒカリは早期、田植えが早いものですから、麦の収穫前に田植えをしなくてはいけないということ、二毛作には適してはいません。ただ、もちろん私どもも二毛作に適して、つまり麦後に植えてなおかつ食味がいいと、こういう品種を目指して技術開発もしております。そろそろ成果も出てきておりますので、新しい施策を進めるに当たって、こういう新たな技術もセットでご提示していきたいと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

その他、事務局の方はよろしいでしょうか。

それでは……政務官、お願いします。

○舟山政務官 1点だけよろしいでしょうか。すみません。

先ほど藤岡委員から、今回の基本計画の見直しの中で、戸別所得補償制度だけがかなりクローズアップされていると、新しい政権の中でこれだけなのかという印象があるというお話がありましたけれども、決してそういうわけではなく、やはり大きな転換、大きな政策の柱の1つが戸別所得補償制度ということで、私はこれが残念ながら今までここ数年、ここ十数年でしょうか、農業問題が、もちろんこの農政問題にかかわっている内部の中では、かなり喧々諤々いろいろな議論がありましたけれども、その枠を超えて、一般国民が農業という問題をマスコミで耳にする機会はやっぱり非常に少なかったのではないかと思います。

そういう中で、今回多くの国民が農業関係者を超えて、農業問題を改めて考えるきっかけになった、そういう意味では非常に意義があったと思いますし、今回、当然この基本計画見直しの中では様々な他のことも考えておりますし、今回民主党の政策の中でも、例えば食の安全をどう確保していくのか、それから農業にいかに付加価値を付けていくのか。農山漁村、いっぱい資源が眠っているわけでありまして、今非常に景気が低迷する中で大きな、危機的状況、危機的状況と先ほど、私も反省しなければいけないのですが、何度か言ってしまったのですけれども、逆に、大きな可能性を秘めている産業分野でもあると。そういう意味で、農業・農村の付加価値を付けていく、独自産業化というのも柱の1つとして、これも基本計画の中でもしっかりそこも含めて提示していきたいと思いますので、そういったところであるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き荒蒔委員、お願いします。

○荒蒔委員 いろいろな方から意見が出まして、またお答えもいただきました。私は以前からいつも一般論、概念論みたいなことばかり言って申しわけないのですけれども、やはり今回の戸別所得補償制度というのが、大きなウイングというか、農業に対する推進力になるだろうという期待は間違いなくあるわけで、それはそれで大変いいことかなと思います。

ただ、藤岡さんも言っていましたけれども、日本という国が世界の中で食料、農業、どういうふうな位置関係にあって、これを少なくとも課題はこれだからこういうふうに向けていくのだという、そういうことを示しながら、政務官もそういうことは当然総合的に

示しになるとおっしゃっていましたがけれども、そういう中での戸別所得補償だということだと思っております。全体の構図の中の戸別所得補償制度というのをちゃんと見えるようにする必要があるのでございますね。

それから、所得補償制度というのは、今いろいろな質問も出ましたけど、一体どうなのだ、本当に大丈夫かみたいなことがいっぱいありますよね。それについてすべてをいくら多変量解析で突っ込んだところで、答えが簡単に出るわけじゃないので、この11ページに今後の展開方向というのをちゃんと出されているので、僕は5,600億円が無駄だと全然思いませんし、22年度でしっかりそういうことを評価していきながら、次のステップに向けていくということが一番大事なのかなと思います。

多分、あっちを動かせばこっちが動く、こっちを動かせばあっちも動くという関係ですから、簡単な方程式ではないと思うのですが、やっぱりやって、そこからいろいろな課題をさらに整理して、ベクトルをちゃんといい方向に向けていくということが大事なかなというふうに思います。

それから岡本さんも言っていましたけれども、最終的には国民全体が意識を持って、意識改革という言い過ぎですけど、改善に向かうような全体のアピールというのか、皆さんも一緒に考えましょう、そして行動しましょうという部分を付けていくことが一番大事なかなというふうに思います。何かサマリーみたいなことを言っちゃったのですが、そういうふうに感じます。

以上です。

○鈴木部会長 全体の構図の中での位置付け、それから、国民の意識が変わるのかという問題ですね。ありがとうございます。

深川委員、お願いします。それから玉沖委員、お願いします。

○深川委員 もうだんだん議論も、ある種収れんしているように思うんですけども、私も藤岡委員がおっしゃったことは非常に正論だと思うんですね。やっぱり需給って本質的には、この国が社会主義でない限り、市場によって調整されるべきもので、農産物が他の工業製品と違うという議論はあるのですが、その部分を全く無視するともう全く立ち行かないところに来てしまっていると思うんですね。

つまり、この国の全体を見渡すと、農業は農業でももちろん重要なのですが、実は食品加工に相当の程度、もう付加価値が移っているわけですね。それはしようがないですよ、高賃金国ですから。農業国じゃないわけで。そういう現実をやっぱりいくつか所与のもの

として見ていかなくちやいけないし、その中で今まで繰り返し繰り返し起こされてきたスキャンダルとかいろいろな問題点って、大体需給がゆがんでいて制度的に何かおかしいことをやっているから、必ずそれを利用してもうけようとする人がやっぱり出てくるということですよ。

だから、やっぱり根本的に需給に逆らったことをやろうとすると、それは必ずコストの高いスキャンダルとなつてはね返ってくるということを真摯に受けとめなきゃいけないと思うのです。これが1点と。

それから、もう一つもかなり似ている点なのですが、やっぱり単なる弥縫策と当面策というのは根本的に違うものだと思うんです。これまで失った15年か20年かの間にびほう策を繰り返して、これをやっていけばマクロがよくなって、そのうち不良債権がなくなるのではないか式なことをずっと繰り返して、膨大な財政赤字を蓄積して、結局今日に至っているということを、また農業で絶対に繰り返す余地はもうないわけですね。

そうすると、今やろうとしている農政の大改革なるものは、中長期のスパンの中で非常に変えられない条件はもう所与のものとして受けとめつつ、かつその中でベストな施策成果を追求しなきゃいけないという、そもそも論なわけです。そうすると、私は今回お配りいただいた資料の中で、モデル対策に関する論点について参考資料の中にあつて、これは論点をいくつか非常によくおまとめになっていらっしゃると思うのですけれども、やっぱり中長期の中で日本がどうやっても日本一人では変えられない状況であると思うのです。

一つは、政務官がFTAについては、あるいはWTOの農業自由化については、それほど肯定的でないかのようなお話をされていたかと思うのですけれども、今はもう自由貿易協定が世界の潮流で、1人だけこれに逆らって生き延びることはもうできないのです。この国が今日あるのは、自由貿易のメリットを最大限に享受してきたから今日ここにあるわけで、途上国じゃないですから、WTO24条あるので、農業部門を全部除外していくということはできないわけですね、現実問題として。

そういうことを考えていくと、なるべく抵抗するとか、国民も国産品が重要だと思ってくれるだろうとか、あるいはWTOはしばらく当面ずっと動かないとか、あまり自分のウィッシュフル・シンキングを前提にした議論は国民に不幸だと思います。最低こうなってしまっても、ここまでは守れるということをむしろ提示しなきゃいけないわけで、そうすると私はある意味、ここだと、図らずもこの論点2のところ……論点2は、サラリーマ

ン農家になぜ所得補償をするのかという話を書かれていて、いろいろもろもろな……論点6ですね、もろもろな説明が書かれていて、その前に論点2というのがあって、何で余っている米に所得補償をするのかというたぐいのことで、またるるご説明があるんですけど、結局全体として多分、一定程度農業関税は下げざるを得ない局面は来ると思うんですね。

世界で一番関税率が低いとおっしゃいましたけど、世界で一番関税率が低いのは工業製品なわけです。実行関税率を含めると、農業の平均関税率というのは高くはありませんけど、それ以前に数量規制もいっぱいありますから、全体として見るとものすごく輸入規制が高いのですね、この国の場合は。それはやっぱり開けるということ、ある程度は前提とせざるを得ない。

それからもう一つは、もちろん農家が若く活力のある経営者がいっぱい農業に行っていただけで農業が栄える、それは美しいですけど、それはウィッシュフル・シンキングなのですよね。一番ハードでなきゃいけないのは、65歳以上の方が非常に多いですから、かなりの程度、数年後にはもうまもなく大構造調整期が来ると、もう人口シミュレーション上分かっているわけですね。これで、たまさかいくつかの例で成功事例では活力のある経営者が入ったとしても、それはその人口動態を反転させるものではないということですね。

そうすると、大構造調整期というのは、もう既に後何年か先に目の前にあるということですね。だから、今のやっている農政の大転換と、その先にある避けられない転換は、どういうふうにつながっていくのかというビッグピクチャー上に今回の農政転換が位置付けられないと、納税者は非常に不安だと思います。それは、ひいては政治主導なるものの根幹にかかわってくることだと思うので、やっぱりその点は中長期のスパンの中で今の農政転換という説明をしないと、なかなかついていけないことかなと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

いろいろ避けられない流れの中で、中長期のスパンでベストなものになってくるという視点をご提示いただきました。

玉沖委員、お願いします。

○玉沖委員 地方のいろいろな生産現場や食品加工の現場に携わる者として、2点申し上げたいと思います。

まず今回の制度、シンプルにイメージされていて非常によいことだと思いました。ただ、2点危惧することがあるのですが、他の委員の方もおっしゃっておられましたけれども、水田の利活用の点についてなのですが、これはフードチェーンという発想を前提に取り組

むべきだと思います。ややもすれば生産現場と消費者とか、生産現場と加工の現場だけというふうに、2者間のコミュニケーションに陥りがちなのですが、フードチェーンの輪全体で取り組んでいく必要があると思います。

特に今回の制度は、実需者との契約が前提になっている点、余剰品が出ないという点では非常によい制度であると思いますが、その反面、生産現場の努力だけで超えていけるかどうかというのは、非常に危惧される場所であると疑問に感じております。

ここについては、先ほど政務官の方からもご回答いただきましたが、市場が求める品種、質、そういった求めるものを食料関係者とコミュニケーションを図りつつ行うべきだということを痛感しております。今も実際に、大豆や麦を求めていらっしゃる食品メーカーが、地方の小さなお豆腐屋さんですらとても多くいらっしゃいます。けれども、身近なところでは自分たちが求める質、品種が入手できないというところで、残念ながら外国産のものに流れているということは、もうどこの県、どこのエリアでも起こっていることですので、まずはこういうところの解消も着手していかなければならないと思っております。

そして、コストや価格の点についていろいろな議論がございましたが、ここについては高いか安いではなくて、適正価格という考え方が、生産現場、加工の現場、消費者の現場というフードチェーンの、運送コストなども入って参ると思いますが、フードチェーンの輪の中で相互理解がもっと深まればいいなと思います。

私は個人的には、いろいろな現場を拝見していて、手間をかけた分だけ売価が上がるのは当然だと思います。逆に、生産者の方も高く買っていただきたいのであれば、高品質のものを作るべき。そういったことが関係者間の相互理解を深めていく、相互理解が深められていくのも並行して必要だということを痛感しております。

そして2点目ですが、この行政の本格導入に向けてですが、23年度から即完璧な導入というのは少しどうかなと心配があります。例えばステップを設けて、段階的な導入を試みるということも視野に入れてはいかがかと思いました。何分、生産物で営農計画の点ということからも、23年度の本格導入で確立させるのは、例えば国の事業の場合、半年間経過した辺りから、もうそのことを考え始めていかなければならないというところで行くと、少し時間的に性急にあるのではないかとということも併せて感じた次第でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

フードチェーンの輪を考える必要、それから段階的導入の点についてもご指摘いただき

ました。

一通り、委員の皆様からご意見いただきましたが、さらに。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 また、この戸別所得補償制度に関連しますけれども、戸別所得補償制度というのは農家単位、あるいは集落営農だったり法人経営だったり、そういう形態の単位での補償だと思いますけれども、今回の5,000億を超える予算案の中で、こういう補償を支援の中でどう人が育っていくのかということが、私は非常に大事かと思っております。

先ほど深川先生もおっしゃったように、黙っていてもこの先農業人口が減っていくのはもう目に見えているわけでありまして。しかも今、現場で一生懸命頑張っているのは、まさに65歳以上の、戦後のあの混乱期を生きてきた丈夫な人なのです。今のこの先10年を見ますと、それこそだれが担っていくのかと。補償する対象がいなくなるのではないかと、非常にそういうところが危惧されるわけです。

鳩山総理も「コンクリートから人へ」と、行政転換でそのようなことをおっしゃっていましたが、さきの事業仕分けなんかのあれをずっと見ていますと、農業関係の、人を育てていくというそういうソフト事業の事業仕分けは、まさに廃止になっている部分もあるのです。その辺のところは、確かに農業というのは人だけじゃない、農地だったり、あるいはそういう様々なものに影響されてやっているわけですが、私は突き詰めて考えればやっぱり最後は人じゃないかと思っています。

もちろん、それは自然の中でやっていますので、天候にも左右されますが、そんなものは私に言わせれば、へ理屈だと思っています。人がやっぱりきちっと育て、初めて農業もきちんと産業として、他産業と比べて遜色のない形態に育っていけるのはやっぱり人しかいないだろう。

そういう意味では、今後農政を進めていく中で、どう人を育てていくのか、その辺のところも、この戸別所得補償の中ではまた別の問題になるかと思っておりますけれども、その辺のところも今後大いに期待をしたいと思っております。

○鈴木部会長 茂木委員もお願いします。

○茂木委員 最後に、1つだけ。

私はこう思うのです。農業というのはもう子育てと一緒になのです。これは社会全体、国全体で支えていただかなければ、今後これから先、国内農業を守れないとこういうことでございますので、まさに子育てと一緒に私はそんなように考えております。

それから、よくヨーロッパの数字が参考で出されるのですが、EUの農家の所得に占める農業補償の割合は高いところでは90%にも達しているのです。我が国日本は20%にも達していないのです。これじゃなかなか農業を守っていけないわけでございますので、その辺のところもひとつ啓蒙、この日本の農業はここまで、ここでやってもらわなきゃ守れないのだよという、こういうことも一つ正面に出していただきたいなど、私はそんなことをお願い申し上げておきます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

合瀬委員、お願いします。

○合瀬委員 先ほど、一体、この戸別所得補償は農家にとってどういう意味があるのかということについて、数字を出していろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

現在1.4ヘクタール経営する農家が今までマイナス10万円だったのが、これからプラス6万円になりますということですよ。ではその16万円をどういうふうに考えるかということなのです。

16万円では足りない。もしくは大丈夫というふうに考えるのか、それとも1.4ヘクタールですから、こうした人たちは多分農業だけで食べている人ではないでしょう。そういう人に本当に16万円が必要なのか。もっとお金を出して、育成すべき人にお金を出さないで、みんなでこの人たちに16万円配って効果があるのかということ、本当は考えなきゃいけないと思います。そのためにも、一体これでどういう効果があって、この効果が本当に将来の日本農業を育成するのに、安全で安心な食料を供給するのに必要な制度なのか。これは是非モデル事業で一度やっていただいて、それから議論を巻き起こしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、先ほど今回の5,600億円で単純計算すると、5ポイントの食料自給率アップになるというふうなご説明があって。それでよかったのでしたっけ。

○山口参事官 2,200億円。5%分の貢献。

○合瀬委員 貢献になるということですよ。大変驚きの数字ではあります。ただ食料自給率というのは供給ベースですので、需要がないとどんどん余っていく一方です。5%の向上に結び付くには、それなりの需要というものを考えなきゃいけないということをもう一度念を押しておきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

松本委員もお願いします。

○松本委員 大農政転換で、新政権で農政の新しい枠組みを22年度、社会実験をされるということでスタートを切るということです。本格実施は再来年を目指すということですから、是非22年度中に関心を持って、本格へ移行する時の頭に置いていただきたいという希望ですね。ある意味で、先ほど冒頭に申しました構造問題から構造政策という、個人的にはこの制度は強烈な構造政策でないかと思うのですね。あまり皆さんおっしゃらないけれども、ある面ですね。個人的にはそう思っております。

そこで、私はそれが必ずしも全面的にいいとは思っていませんけれども、しかし構造政策も大切だと。日本は、北海道からいろいろ地域性がある、ハンディがあるわけですね。その地域社会を、37万平方キロの日本国の地域社会を、将来的にどう命のある地域として維持していくかと、これが農政の1つの大きな命題だと思っておりますね、個人的には。

そういうことであれば、それを是とするならば、このモデル実験で全国一律の米に限りますけれども、単価設定をして、それが極めてシンプルで不公平感を醸成しないベターな制度だと判断、それを是と、それはそういう判断もあると思うのですが、それだけではやはりどうも将来的な新しい地域問題というものを醸成する可能性がありそうだと。やってみなければ分かりませんがね。

であれば、以前10月でしたか、総括審議官がおっしゃいましたけれども、シンプルが大切なので、そういう願望には別途の施策でフォローするという発想も必要なのだというお話をおっしゃいましたけれども。そういうことも含めまして、じゃ、この戸別所得補償制度、極めて強烈な構造政策になる面もあるのではないかと、それだけでいいのかと。そうじゃなくて、それをカバーする別途のシンプルな施策も、十分に意を注いでもらいたいと、こういうことを要望したい。

○鈴木部会長 追加的にいろいろな貴重なご指摘をいただきましたが、そろそろ時間も迫っていますが、まだあと一言という委員はおりませんか。

それでは、今までのところを受けまして、もう一度、政務官の方からまずコメントいただければ。

○舟山政務官 また、さらにいろいろなご意見をいただきました。やはり全体の青写真、方向性というのはきちんと描いていかなければいけないと思いますし、今後の展開方向、

それから日本の農業をどうするのか、農村をどう考えるのか、構造改革と地域社会の維持をどうバランスさせていくのかという、いろいろな命題があると思います。そういったことをきちんと描きながら、制度をしっかりと作っていきたいと思いますし、それは今年の3月を目処に新しい基本計画を立てるに当たりまして、そういった方向性も示しながら、しっかりと新しい基本政策を作っていきたいと思っています。

それから、深川委員からもいろいろご指摘がありました。まさしく今、いやが応にも人口構成も大きな転換を迎える中、また農業はさらにそれが加速度的に進んでいるような状況なのですけれども、まさに農業構造の大転換の時期を迎えて、やはり単なる弥縫策ではなく、それを踏まえてどうしていくのかと。

その需給を無視せず、できるだけ低コストでいいものを作っていくという、そういった農家を育成していくという方向性もしっかりと打ち出しつつ、一方で、最後に松本委員からもご指摘がありましたけれども、私も冒頭でもこれも申し上げましたが、農業の役割がもちろん食料の生産にあるわけなのですが、やはり農村社会、地域社会を形成する大事な構成要因なわけなのです。ですから、結局採算が合わない、兼業農家だから要らない、もうやめてもらっていいとなった時に、じゃ、農村社会が本当に維持できるのかという、そのところもきちんと考えていかなければいけないのではないかと思います。

やはり農業生産があって初めて様々な役割、まさに集落形成、多面的機能、伝統文化の維持継承、いろいろな役割があって、条件の悪いなかなか採算が合わない地域がもうなくていいのかという、なかなかそういう議論にはならないと思いますので、そこをどうバランスさせて、どう政策の中で生かしていくのかという、そこはきちんと、さらにこういった制度の構築に当たって、産業としての農業政策と地域政策をどう結び付けていくのかということは、またしっかりと議論をしていきたいと思っています。

あと、私は本来の一番の問題を、先ほど玉沖委員からもご指摘がありましたけれども、やはり適正価格というものがどう形成されるべきなのかと、本当に思うわけなのです。本来は、コスト割れで売るということは普通考えられないと思うんです。

でも、なぜコスト割れなのか。経営努力が足りないのか、コスト削減努力が足りないのかという、なかなか個人の努力だけでは埋めがたいコストの構造になっていて、まさに今のデフレの状況も手伝って、原価割れの価格でしか今、価格が決まっていないというそういう状況がありまして、そこはまさに流通なり消費者とそれぞれ相互理解を得ながら、どう形成していくのかというのは非常に難しいのですけれども、その辺ですね、何とかい

ろいろな、皆さんからいいお知恵をいただきながら、そういったことも考えていきたいなと思っています。

本当に人づくり、人が育って初めて産業も地域もすべて成り立つという意味で、まさに人づくりのために何ができるのか。確かにご指摘のとおり、さっきなかなか定量的に効果が現れないものは評価されにくいなんていう話をちょっとしましたけれども、事業仕分けなんかでは本当に1時間という短い時間の中でなかなか、じゃ、これをやったらどれだけ人が育つのかとか、どれだけ効果があるの、何ができるのかという、そこが数字で表せないものに対して厳しい判定が下ったわけなのですけれども、いずれにしても人をしっかりと育てるような、無駄のない政策を今後もしっかりと作っていききたいなと思っています。

私からは以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

総括審議官、お願いします。

○総括審議官 補足いたしますと、5%という効果なのですが、これはこの2,200億円がないと、田んぼで麦、大豆は多分作られないだろう。ですから現在、今1,800億円ぐらいでやっているのですけれども、その分も含めた、ですからその部分がないと、自給率は35%になっているだろうという想定の下に、5%という数字があります。ですから、現在の予算等の規模も含めてです。

○松本委員 現状維持ということ。

○総括審議官 現状維持といいますか、新しい部分でやると、多分0.5%ぐらいがアップされるということになると思います。

ですから、今後のこの企画部会での議論というのは、やはり50%を達成するために、国民にどのぐらいのご負担をおかけしなければいけないのかということも、これも随分前にこの場で質問が出たことだと思いますので、そういうこともお示しできるようなことに、そういう進め方を、今準備を内々しているところでございますので、それどう出すかというのは政務三役のご指示をいただきながらお示ししていきたいと思っております。

それから、人の問題なのですが、サラリーマン農家に何で補償するのかという論点も書いてあるのですが、例えばオリンピックの選手を5人選びますという時に、5人だけ育成選手にするわけじゃないですね。小学校の時、みんなに体育を教えて、その中からだんだん絞られて5人になる。

お米の農家の時給というのは、一度この場でもお示ししましたが、0.5ヘクタール以下

で時給マイナス100円ですよ。50アールから1ヘクタールで300円。そんな職業に誰が就くかという、誰も就かないのです。やはり最初は自給1,000円ぐらい。でも50歳になると、やっぱり3,000円ぐらい。そうすると子育てもでき、その後の老後の蓄えもできてくる。そういうようなステップを踏みながらやるとすると、野菜なんかはすぐ飛び込んできますが、3,000円ぐらいになるためには10ヘクタール以上やらなければいけないのですが、いきなり10ヘクタールの資本投入を若いところではできないはずがない。ですから、どの水田農家も必ず兼業農家から始めなければ、人は絶対育たないというのが、私どもの堅い信念でございます。

そういうことで、一律にまず適用して、その中で人を育て、地域を託し、農業を託す人をつくっていく、こういう手法は非常に自然な手法じゃないかと、私個人的にも信じて従っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

その他、事務局の方からはよろしいですか。

今日も本当に大変貴重なご議論ができたと思います。それで、どう人が育つのかという問題も強く出されたかと思いますが、これは次回以降に担い手対策ということで、また今日の議論を踏まえて、さらに突っ込んだ議論ができればというふうに思います。

それから、自給率の問題につきましても、次々回以降にまたできるだけ詳細な数字で議論ができるのではないかと。

総括審議官からもお話ありましたように、今、自然体で今の脆弱化した農業構造ですと、生産力がさらに落ちていくであろうと。それを50%に向けて引き上げるには、どれだけのコストがかかるのかということ、できる限りはっきり示せるだけ示して、もしできれば、それによって得られる利益が、国民から見て納得できるものであるということ、何らかの形で、数字にしにくい面もありますが、可能な限り示すことで理解を求めていくような、そういうことで議論ができればなというふうに考えておりますので、担い手対策、それから自給率の問題、次回以降にまた詰めていただければと思います。

それでは、残りの資料につきまして、すみません、事務局の方から。

○大臣官房参事官 説明というよりは、資料2と資料3をお渡ししてございますけれども、それらはまさに基本計画の議論に関しまして、国民の皆様からシンポジウムなり意見交換会なり、あるいは直接ネットでいただいたものを、掲げたものあるいはまとめたものがございますので、委員の皆様の方の今後の議論の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、連絡事項の方もお願いします。

○大臣官房参事官 次回の企画部会の開催日時につきましては、委員の皆様の後日文書にてご案内申し上げますことといたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○鈴木部会長 それでは、今日もどうも本当にありがとうございました。これで閉会いたします。

午後3時05分 閉会